

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十五日

広島県人事委員会

委員長 丸 山

明

広島県人事委員会規則第二十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 会計管理者は、管理職員等とする。

別表第一知事部局の項中「子どもの犯罪被害防止対策室長」を削り、「専任主査 主任主査」を「専任主査 資金管理監 主任主査 主任企画員」に改め、同表出納長室の項中「出納長室」を「会計管理局」に、「副出納長」を「局長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「部長」を「部長 法務統括監」に改め、「専門員」を削り、「企画研修係の主任」を「企画研修係の専門員、主任」に改め、同表備考2中「情報政策室、秘書室及び大学企画管理室」を「行政管理室、情報政策室及び学事室」に、「とは、主任主査」を「及び「主査」とは、主任主査及び主査」に、「人事室及び」を「人事室、行政管理室、財政室及び」に、「（以下「各部総務室等」という。）に置かれ庶務又は予算を担当するもの」を「に置かれ庶務又は予算を担当するもの、文書法制室に置かれ法務を担当するもの」に、「主査」とは、主査のうち、人事室、行政管理室、財政室及び秘書室に置かれるもの、各部総務室等に置かれ庶務又は予算を担当するもの並びに文書法制室に置かれ法務を担当するものをいい、「企画員」とは、企画員のうち、秘書室に置かれるものをいい、「主任企画員」及び「企画員」とは、主任企画員及び企画員のうち、人事室及び行政管理室に置かれるものをいい、「専門員」に改め、「主事」とは」の次に「、専門員」を加え、同表備考3中「出納長室」を「会計管理局」に改め、同表備考4中「出納長室」を「会計管理局」に改め、同表備考6中「二十九」を「三十一」に、「とは、主任企画員のうち、教職員課（管理係を除く。）」を「及び「企画員」とは、主任企画員及び企画員のうち、教職員課（管理係を除く。）及び学校経営課（企画研修係）」に改め、「いい、「専門員」とは、専門員のうち、総務課（人事係及び秘書係）及び教職員課（管理係を除く。）に置かれるものをいい、「企画員」とは、企画員のうち、教職員課（管理係を除く。）及び学校経営課（企画研修係）に置かれるものを」を削り、同表備考9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8 監査委員事務局の項中「専任主査」とは、専任主査のうち、人事を担当するものをいう。

別表第二中、保健環境センターの項及び旅券センターの項を削り、

文書館	館長
-----	----

文書館	館長
総合技術研究所	所長 センター長 医監 次長 支所長
	部長 課長 分室長

に改め、食品工業技術

センターの項から県立広島大学の項までを削り、

盲学校	校長 教頭 部の主事 総括事務長 事
ろう学校	校長 教頭 部の主事 総括事務長 事
養護学校	校長 教頭 部の主事 総括事務長 事

を

特別支援学校	校長 教頭 部の主事 総括事務長 事
--------	--------------------------------

に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。